

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
<p>環境農林水産部 みどり推進室</p>	<p>普通財産の貸付状況の確認について、チェックリスト（※1）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※2）も行っていなかった。 （※1）様式1：使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※2）様式2：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書</p> <p>施設名：和泉葛城山ブナ林保全事業用地</p> <table border="1" data-bbox="581 642 1584 831"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>貸付目的</th> <th>貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>101,589.00 m<sup>2</sup></td> <td>ブナの保護増殖事業</td> <td>0円</td> <td>平成26年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設名：貯木施設整備事業（岸和田）</p> <table border="1" data-bbox="581 905 1599 1094"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>貸付目的</th> <th>貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>7,471.00 m<sup>2</sup></td> <td>公園及び緑地として 市民の健康増進のため の場を提供する</td> <td>0円</td> <td>令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設名：貯木施設整備事業</p> <table border="1" data-bbox="581 1167 1599 1356"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>貸付目的</th> <th>貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>11,808.66 m<sup>2</sup></td> <td>公園及び緑地として 町民の健康増進のため の場を提供する</td> <td>0円</td> <td>令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	貸付目的	貸付料	貸付期間	土地	101,589.00 m <sup>2</sup>	ブナの保護増殖事業	0円	平成26年4月1日から 令和6年3月31日まで	種別	貸付数量	貸付目的	貸付料	貸付期間	土地	7,471.00 m <sup>2</sup>	公園及び緑地として 市民の健康増進のため の場を提供する	0円	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	種別	貸付数量	貸付目的	貸付料	貸付期間	土地	11,808.66 m <sup>2</sup>	公園及び緑地として 町民の健康増進のため の場を提供する	0円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公有財産事務の手引】</b> 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年1回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。</p> <p><b>【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年3月13日 財産活用課長）】</b> 1 毎年7月1日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。 2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。 3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</p> </div>	<p>チェックリストによる実地調査を行った後、財産活用課長への報告を行った。 検出事項が発生した原因については、公有財産事務の手引及び通知を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。 再発防止に向け、普通財産の貸付契約に係る適正な手続について、室内に周知徹底を行った。 今後は、大阪府公有財産規則に基づき、適正な事務処理を行うとともに、「使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年3月13日 財産活用課長）」に基づき、基準日の前後一月以内に実地調査を行い、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告する。</p>
種別	貸付数量	貸付目的	貸付料	貸付期間																													
土地	101,589.00 m <sup>2</sup>	ブナの保護増殖事業	0円	平成26年4月1日から 令和6年3月31日まで																													
種別	貸付数量	貸付目的	貸付料	貸付期間																													
土地	7,471.00 m <sup>2</sup>	公園及び緑地として 市民の健康増進のため の場を提供する	0円	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで																													
種別	貸付数量	貸付目的	貸付料	貸付期間																													
土地	11,808.66 m <sup>2</sup>	公園及び緑地として 町民の健康増進のため の場を提供する	0円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで																													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年6月2日から同月28日まで）